

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年8月2日

大阪税関長 高木 隆

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外國貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
浅川組運輸株式会社 和歌山県海南市下津町下津 3066番地の13地先	浅川組運輸株式会社 事業協同組合3号上屋 和歌山県和歌山市湊字薬種畠坪 1334番地28 (4NW32)	廃業	—	平成30年 7月31日